

定款細則
(AGS-J会友規程)

第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本アルパインガイド協会（以下当協会という）定款第9条に基づきこれを定める。

第2条 資格

会友とは、当協会を退会した者で当協会の趣旨に賛同する者をいう。ただし、退会以前の資格を活用したガイド活動、指導活動を行うことはできない。

第3条 入会

入会願いを会長宛に提出し、理事会の議決を経て会友となることができる。

第4条 会費

会友の会費は年額5,000円とする。

第5条 権利

- (1)協会の各種行事の案内及び協会機関紙の送付を受けることができる。
- (2)協会の各種行事にオブザーバーとして参加できる。

第6条 正会員への復帰

自筆による再入会願いを会長宛に提出し、資格審査委員会の審議のうえ、理事会の承認をもって退会前の資格で再入会することができる。

但し、次の事項に必要な要件を満たすこと。

- (1)年会費を納入する。
- (2)退会后6年を以上経過した場合は、会員の更新研修と同等の研修を消化していなくてはならない。

第7条 会友資格の取り消し

会費を2年滞納した場合は、自動的に会友資格は消滅する。

付則

- ① この規定の改廃は、理事会において行うことができる。
- ② この規定は、2009年5月13日より施行する。

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会